

ワンズオフィス社 労 士 事 務 所 / ワンズライフコンパス
マンスリーニュース
～「賃金は労働時間の1分単位で全部払う」を考える～
2022 / 6 / 28 281号

ワンズオフィス社労士事務所・ワンズライフコンパス株式会社 社労士大関ひろ美
〒151-0064 東京都渋谷区上原 1-17-3-101 TEL 03-6677-9717



今週は急に気温が高くなりました。この状況はしばらく続くようです。体が暑さに慣れるまで、特に気を付けて過ごしたいですね。こまめに水分補給をしましょう。しかしながら、私のオフィスは、シーズン前にエアコンの掃除をしたところ、運転不具合の警報音とともに故障してしまいました。当然のことながら、普通に暑いです。たまに行う作業には危険がつきものだと反省しています。

さて、今月は、労働時間と賃金についてお伝えしたいと思います。

I. 1分単位で賃金を払います

報道によると、某外食チェーン店が、6月の初めに「パート、アルバイトの支払う賃金を1分単位で計算する。過去2年間にさかのぼって計算をして払う。」とし、話題になりました。

そもそも、事業主には、賃金は労働の対価として全部支払う義務があります。（労働基準法第24条賃金の通貨で直接労働者に全額払い）

ですから、毎日の労働時間は、5分単位などに丸めて払ってよいなどという通達は出ておらず、当然に労働時間の全部に賃金を支払うことになります。これは、月給でも時間給も同じことです。

一方で、残業手当等の割増賃金や有給休暇手当については次のような通達があり、賃金の締切期間で締めて合計時間を計算する時に、四捨五入などで丸めて計算してもよいことになっていますので、改めて確認しておきましょう。

【賃金計算の端数の取扱い】昭和63・3・14 基発150号から抜粋します

賃金の計算において生じる労働時間、賃金額の端数の取扱いについては次のように取り扱われるたい。

二(一) 1か月における時間外労働、休日労働及び深夜業の各々の時間数の合計に1時間未満の端数がある場合に、30分未満の端数を切り上げて、それ以上を1時間に切り上げること。

このように切り上げと切り捨てのセットであることを前提としたうえで、1か月の時間合計を計算するとき丸めることができるのは、時間外労働等です。そして時間外労働、休日労働及び深夜業ことに集計することも必要です。

以上のことから労働時間は1か月で丸めることはできませんし、1日単位でも丸めることはできません。

II. 正しく労働時間を把握します

そうすると、1分単位で労働時間を正しく把握する必要があります。大手のファミリーレストランやコンビニ等では、労働時間を本部の勤怠管理クラウドで管理していることが多いでしょうから、労働開始時間、休憩時間、労働終了時間を客観的に記録できる環境が整っていると思います。事業主は、客観的に把握した労働時間に時間単価を乗じて、給与を計算支払うことになります。実際には、制服に着替える必要性や労働時間を記録するレコーダーがどこに置いてあるかなど、職場ごとに環境が異なりますから、きちんと労働時間が把握できるようにルールを決めておくことも大切だと思います。

III. 月額基本給は労働時間何時間分に払っているか

月給社員について、労働条件を決めたり、就業規則を制定したりする際に、事業主様がよく言われることに、「時間外労働をしない限り、月給で基本給を払えば支払いもれはないよね。」というご発言が有りますが、これには注意が必要です。

例えば、週の所定労働時間が法定労働時間よりも短い会社が問題です。

たとえば、所定労働時間が1日7.5時間で週5日勤務（週では37.5時間）とすることになっている就業規則の会社です。

この月額基本給は、1日7.5時間で週5日勤務（週では37.5時間）に対して払っていることとなります。その会社で、例えば1日7時間47分勤務させたときは、

その人の時間単価×17分（7:47-7:30）の賃金を払う必要があります。

加えて、就業規則に所定労働時間を超えるとき時間外手当として1.25倍を払う。と約束しているときは、1日の法定労働時間以内に収まっていたとしても就業規則を優先して、

時間単価×17分×1.25の割増賃金を払う必要がありますので、重ねて注意が必要です。

IV. 7月の事務トピックス

7月11日 労働保険料概算確定申告（口振でない企業等は納付も必要） / 社会保険算定基礎届出 の期限です。お忘れないようにお願いします。